

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たりの日、
休日は、
がと、
日、
翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

婦人児童課

管理係・育成係・母子福祉係・障害

福祉係

を

婦人児童課

管理係・育成係・母子福祉係・障害福祉係

特別医療課

法定医療係・特別医療係

に改める。

第十条婦人児童課の項の次に特別医療課の項として次のように加える。

特別医療課

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の規定に基づく医療の給付又は医療に要する費用の支給及び補装具の交付等に関すること。
- 二 特別医療費の助成に関すること。
- 三 その他他課の所掌に属しない医療費の公費負担に関すること。

第十八条の表中

鳥取県自然環境保全審議会

鳥取県自然環境保全審議会条例(昭和四十七年十月鳥取県条例第四十一号)第一条の規定による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務

を

鳥取県自然環境保全審議会

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第二項の規定による鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務

に改め、

鳥取県鳥獣審議会

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第二十条ノ五第二項の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項の調査審議並びに同法同条第三項の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項についての関係行政庁に対する事務

を削る。

第四十三条の表中

鳥取県立身体障害者更生指導所
鳥取県立重度身体障害者更生指導所

を

鳥取県立
鳥取県立

第一更生指導所

に改める。

第二更生指導所

第四十四条第一項中「身体障害者更生指導所」を「第一更生指導所」に改め、同条第二項中「重度身体障害者更生指導所」を「第二更生指導所」に改める。

第四十五条中「身体障害者更生指導所」を「第一更生指導所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「婦人児童課 婦」を「婦人児童課 婦 特別医療課 特医」に改める。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「身体障害者更正指導所」を「第一更生指導所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

身体障害者
更生指導所

を

第一更生指
導所

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

五 公社職員等 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五

十七号)第二条第一項第一号及び第二号イに掲げる公共企業体等に勤務する者をいう。

六 地方公社等職員 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する

法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社及び国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二

第一項に規定する公庫等に勤務する者をいう。
第一条の二各号列記以外の部分中「在職する職員」を「在職する一般職員」に改める。

第二条第一項第三号ロの次にハ及びニとして次のように加える。

ハ 公社職員等

ニ 地方公社等職員（人事委員会が定めるものに限る。）

第三条の二第一項各号列記以外の部分中「第五号」を「第五号から第七号まで」に改め、同項に次の二号を加える。

六 公社職員等

七 地方公社等職員で人事委員会が定めるもの

第三条の三中「在職する職員」を「在職する一般職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年五月一日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号を次のように改める。

二 期間が七日以上にわたる講習、研修等を受ける職員が、当該講習、研修等を受けるためにする旅行のうち講習、研修等の初日から起算して七日以後の期間に対応する分（最後に宿泊した用務地を出発する日以後の期間に対応する分を除く。）

第十五条第一項を次のように改める。

条例第二十四条第二項の人事委員会規則で定める日額旅費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第二十四条第一項第一号又は第三号に該当する旅行をする場合の額は、次の区分による額に交通機関の利用について要した運賃等の実費の額を加えて得た額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、その額に条例別表第一号に定める宿泊料の定額の範囲内で実費の宿泊料の額を加えて得た額とする。

イ 旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合 日額三百円

ロ 旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合

日額四百五十円

ハ 在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の場合 日額六百七十五円

ニ 在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が五十キロメートル以

上の場合 四等級以上の職務にある者にあつては日額九百円、五等級以下の職務にある者にあつては日額七百五十円

二 条例第二十四条第一項第二号に該当し、宿泊を要しない旅行をする場合の額は、次の区分による額に条例第六条の規定による鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額又は条例第三十一条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を加えて得た額とする。ただし、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、その額に条例別表第一号に定める宿泊料の定額の範囲内で実費の宿泊料の額を加えて得た額とする。

イ 旅行が在勤地内の場合 日額二百五十五円

ロ 旅行が在勤地以外の地にわたる場合 日額三百八十円

三 条例第二十四条第一項第二号に該当し、宿泊を要する旅行をする場合の額は、次の区分による額(当該旅行に特別の事情がある場合には、人事委員会が任命権者の申請に基づき別に定める額)に条例第六条の規定による鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃又は条例第三十一条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を加えて得た額とする。

イ 公用の宿泊施設に宿泊する場合 日額千百八十円

ロ 下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合 日額千五百七十円

ハ イ及びロ以外の宿泊施設に宿泊する場合 日額二千四百六十円

第十五条第二項中「前条第一号に規定する」を「条例第二十四条第一項第一号又は第三号に該当する」に改める。

第十八条第一項中「別表第七」を「別表第四」に改める。

第十九条中「別表第八」を「別表第五」に改める。

別表第四から別表第六までを削り、別表第七を別表第四とし、別表第八の第一の第三号中「二分の一」を「四分の一」に改め、同表の第三のハ中「別表第七」を「別表第四」に改め、同表を別表第五とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。